

平成28年2月4日

入所施設におけるマイナンバーの取り扱いについて（回答）

見出しの件につき、名古屋市老人福祉施設協議会特養生活相談員会議からの質問について、以下の様に回答いたします。業務の参考にしてください。

1 通知カード等マイナンバーが記載された書類の保管

問. 通知カードについて「開封せずに施設預かり」「開封せず家族へお渡し」と、施設での対応が二極化しているが、どちらの管理方法が適切か？

答. 「開封せず家族へお渡し」が適切です。

なお、マイナンバーが記載された書類の保管については、NAGOYA かいごネット内に掲載済みです。「介護保険施設等における入所者等のマイナンバーの取り扱いについて（続報）（2015年12月22日）」をご参照ください。

問. 施設において通知カードを保管する場合、主たる管理者は生活相談員で差支えないか？あるいは、施設長・事務長等の役職者を管理者とするべきか？
また、生活相談員を主たる管理者とする場合、複数の生活相談員がいる施設については、一人の者を担当者と定め、それ以外の生活相談員については取扱不可とするべきか？

答. 管理責任者を定めた上で保管されている他の貴重品と同様、適切に管理する体制の下で保管をしてください。

問. 通知カードを施設に直接受け取りに来られない遠方（県外）在住の入所者家族に通知カードを渡す際は、配達証明による郵送で差支えはないか？

答. 配達証明で差支えはありません。家族に通知カードを渡す際には、紛失が発生した場合に備え、記録を残しておくことが適当です。

問. 通知カードは、本人、家族、成年後見人等の代理人が保管をすることが基本とされているが、入所者の身元保証を行うNPO法人等の団体が管理を行うことは差支えはないか？

答. 入所者本人と身元保証団体との間で、通知カードの管理を含めた貴重品管理契約が締結されていれば、差支えはありません。

2 マイナンバーの使用

問. 入所施設において職員が利用者様のマイナンバーを直接取り扱う（番号を確認・記入する）業務が今後発生するのか？また、申請書等の様式変更がされる場合、開始日はいつごろになるのか？

答. 介護保険にかかる業務については、NAGOYA かいごネット内に掲載済みです。「介護保険申請等における個人番号（マイナンバー）の取扱いについて（2015年12月28日）」をご参照ください。

3 その他

問. マイナンバーの取扱いは、最大限慎重を期するべきと考えているが、取扱い不慮時における罰則規定はどのようなものがあるか？

答. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第九章 罰則）」をご参照ください。

問. 各入所施設が適切に取り扱いを行うため、マイナンバーの保管・使用にかかる指針（ガイドライン）やマニュアルを市は示すのか？

答. NAGOYA かいごネット内に掲載済みです。「介護保険施設等における入所者等のマイナンバーの取り扱いについて（続報）（2015年12月22日）」をご参照ください。

名古屋市介護保険課指導係
電話：052-972-2592